

鉄道と路線バスによる代替輸送について

2020年9月23日
四国旅客鉄道株式会社
宇和島自動車株式会社
伊予鉄南予バス株式会社
株式会社四万十交通

現在、四国4県では、「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」で合意された「中間整理」に基づき、県別にて、地域の関係者による持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた利便性向上・利用促進策等の検討や取組みが進められています。

この度、四国旅客鉄道(株)、宇和島自動車(株)、伊予鉄南予バス(株)、及び(株)四万十交通では、交通事業者が連携した公共交通の利便性向上施策として、事故や災害などで長時間運転を見合わせる事象が発生した場合、鉄道と路線バスが相互に代替輸送手段としてご利用いただけるよう、代替輸送契約を締結しましたのでお知らせ致します。

1 代替輸送とは

代替輸送とは、事故や災害などで長時間運転を見合わせる事象が発生した場合、お客さまの所持するきっぷで、他公共交通機関の経路をご利用いただくもの。

- ・あらかじめ有効なきっぷをお持ちのお客さまが利用可能です。きっぷをお持ちのお客さまが代替輸送として他公共交通機関の経路をご利用いただく際、同交通機関のきっぷを新たにお買い求めいただく必要はありません。
※きっぷをお持ちでないお客さまは、他公共交通機関の運賃が必要となります。
- ・運転見合わせ発生時、直ちに代替輸送を実施するものではありません。状況により実施の有無が変わりますので、実施の際はその都度ホームページ等でご案内します。

2 対象線区及び区間

鉄 道				路 線 バ ス	
会 社	線 区	区 間		会 社	区 間
J R 四 国	予讃線	伊予長浜～伊予大洲	⇔	伊予鉄南予バス	長浜駅前～大洲駅前
	予土線	窪川～十川	⇔	四万十交通	窪川駅前～十川駅
		宇和島～松丸	⇔	宇和島自動車	宇和島駅前～松丸

3 運用開始時期

2020年10月1日～